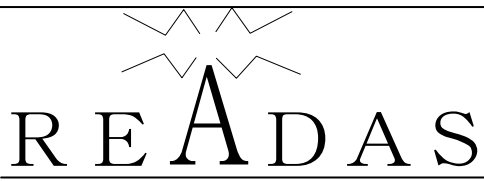


第 4995 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 6月 3日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 役員の方掌変更に伴う増額改定

Q：社長が亡くなりましたので、急遽、取締役が社長に就任することになりましたが、この場合において、報酬を増額しますと定期同額給与に該当しないことになるのでしょうか？

A：定期同額給与として扱われます。

【解説】

役員に対して支給する定期給与のうち次のものは、定期同額給与として取り扱われることになっています。

- ①その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの
- ②次に掲げる改定がされた場合におけるその事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又はその事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額が同額であるもの
- イ.その事業年度開始の日から3月を経過する日までにされた定期給与の額の改定
- ロ.その事業年度において法人の役員の方掌上の地位の変更、その役員の方掌の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情(臨時改定事由)によりされたこれらの役員に係る定期給与の額の改定
- ハ.その事業年度において法人の経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由(業績悪化改定事由)によりされた定期給与の額の改定

お尋ねは②ロに該当しますので、増額後の給与が同額であれば定期同額給与となります。

